

平成22年8月20日

大学コンソーシアムやまがた  
幹事会各委員 殿

大学コンソーシアムやまがた  
幹事会委員長 小山 清 人

大学コンソーシアムやまがた臨時幹事会（持ち回り）の結果等について（報告）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、8月4日付け文書によりお諮りしました平成22年度「もう一つの人づくりプロジェクト」支援事業要綱（案）については、富樫委員（東北公益文科大学事務局長）から、別紙のとおり意見がありました。

意見を反映し、要綱を修正しましたので、ご報告いたします。

お忙しいところご協力いただき、誠にありがとうございました。

—担当—

大学コンソーシアムやまがた事務局

樋口、西田

TEL：023-628-4842

e-mail：unicon@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

## 支援事業要綱（案）についての意見

概ね了承ですが、条文を下記のとおり整理してみてもいかがでしょうか。

- 第2条について  
「……支援対象となる活動（以下「支援対象活動」という。）は、大学コンソーシアム……の活動（平成23年3月31日までに完了するものに限る）とする。」
- 第2条第3項と第5条第1項との関係について  
第2条第3項では、支援対象活動の審査は企画会議において審査される、となっていますが、第5条第1項では、幹事会の委員長が助成金を交付すべきものと認めることとなっています。申請のあった支援対象事業を審査し交付決定する権限はどこにあるのでしょうか。
  - 第2条は、支援対象事業の定義の規定とし、第5条を審査し交付決定する規定としてはいかがでしょうか。
  - 第2条第3項を削除  
第5条 大学コンソーシアムやまがたの幹事会の委員長（以下「委員長」という。）は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る審査を企画会議に依頼し、その結果を参考に、助成の有無及び額を決定するものとする。
    - 2 委員長は助成金の交付を決定した場合は、当該申請を行った団体に対し、交付決定通知書（別記様式第5号）を交付する。
    - 3 助成金は……
- 第6条第2項及び第7条第2項について  
どの部分が準用されるのか良く分かりません。
- 第8条について  
何らかの理由（第7条各号）で助成金の交付決定を取り消す時点では、「一括して概算払い（第5条第2項）」されているので、「すでに助成金が交付されている」場合がすべてだと思いますが、……

## 平成22年度「もう一つの人づくりプロジェクト」支援事業要綱

＜公益大からの意見対応修正案＞

(目的)

第1条 大学コンソーシアムやまがたでは、平成22年2月23日に公表された山形高等教育宣言で謳われている「もう一つの人づくりプロジェクト」を支援するために、この要綱の定めるところにより助成金を交付する。

(支援対象活動)

第2条 「もう一つの人づくりプロジェクト」の支援対象となる活動は、大学コンソーシアムやまがたに参加している教育機関に所属する学生により構成されている団体（以下「団体」という。）の活動とする。

2 支援対象活動は、平成23年3月31日までに完了するものとする。  削除

3 支援対象活動は、第4条の申請があった活動の中から、大学コンソーシアムやまがたの企画会議において審査される。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、支援対象活動に必要な費用のうち団体から交付申請のあった額を参考にして、**前条**に規定する審査を経て予算を超えない範囲で決定される。

 「第5条第1項」に修正

(交付申請)

第4条 支援対象活動を実施するにあたり、助成金の交付を受けようとする団体は次に掲げる書類を添付して、大学コンソーシアムやまがた事務局に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（別紙様式第1号）
- (2) 活動計画書（別紙様式第2号）
- (3) 収支予算書（別紙様式第3号）
- (4) 助成金振込依頼書（別紙様式第4号）

(交付決定)

第5条 大学コンソーシアムやまがたの幹事会の委員長（以下「委員長」という。）は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めた時は、速やかに助成金の交付を決定するものとし、当該申請をした団体に対し、交付決定通知書（別紙様式第5号）を交付する。

2 助成金は指定された口座に決定額を一括し、概算払いするものとする。ただし、口座は団体名の記載のあるものとする。

 下記のように修正

第5条 大学コンソーシアムやまがたの幹事会の委員長（以下「委員長」という。）は、前条の申請があった場合は、当該申請に関し大学コンソーシアムやまがたの企画会議において審査し、その結果を参考に、助成の有無及び額を交付するものとする。

2 委員長は助成金の交付を決定した場合は、当該申請を行った団体に対し、交付決定通知書（別紙様式第5号）を交付する。

3 助成金は指定された口座に決定額を一括し、概算払いするものとする。ただし、口座は団体名の記載のあるものとする。

（活動計画の変更の承認）

第6条 団体は、活動計画の内容または経費の配分を変更しようとする場合には、活動計画変更申請書（別紙様式第6号）により、あらかじめ委員長の承認を受けなければならない。ただし、補助目的に反しない範囲での活動計画の細部の変更については、この限りではない。

2 前条の規定は、前項の承認をした場合について準用する。

次のように修正。

「前項の承認をした場合は、速やかに当該申請団体に対し、活動計画変更承認通知書（別紙様式第5号準用）を交付する。」

（決定の取消）

第7条 委員長は、団体が、正当な理由がなく次に掲げるいずれかの事由に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部または一部を取消することがある。

(1) 支援対象活動を実施せず、または実施する意思が認められない場合

(2) 支援対象活動を中止し、事業の期間内に完了する見込みがない場合

(3) 助成金を助成の目的外に使用した場合

2 第5条の規定は、前項の規定による取消をした場合について準用する。

次のように修正。

「前項の取り消しをした場合は、速やかに当該申請団体に対し、助成金交付取り消し通知書（別紙様式第5号準用）を交付する。」

（助成金の返還）

第8条 委員長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成金の当該取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、当該団体に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

削除

（実績報告）

第9条 団体は、支援対象活動を完了したときは、平成23年3月31日までに活動実績報告書を作成し、次に掲げる書類を添付して、委員長に報告しなければならない。

- (1) 活動実績書（別紙様式第2号）
- (2) 収支精算書（別紙様式第3号）

（助成金の額の確定）

第10条 委員長は、実績報告書の内容が適正であると認めたときは、助成金の額を確定し、団体に通知するものとする。

2 前項の確定額を超える助成金が交付されているときは、その超える額を指定口座に返還するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 月 日から施行し、平成23年4月30日に失効する。

## 平成22年度「もう一つの人づくりプロジェクト」支援事業要綱

### (目的)

第1条 大学コンソーシアムやまがたでは、平成22年2月23日に公表された山形高等教育宣言で謳われている「もう一つの人づくりプロジェクト」を支援するために、この要綱の定めるところにより助成金を交付する。

### (支援対象活動)

第2条 「もう一つの人づくりプロジェクト」の支援対象となる活動は、大学コンソーシアムやまがたに参加している教育機関に所属する学生により構成されている団体（以下「団体」という。）の活動とする。

2 支援対象活動は、平成23年3月31日までに完了するものとする。

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、支援対象活動に必要な費用のうち団体から交付申請のあった額を参考にして、第5条第1項に規定する審査を経て予算を超えない範囲で決定される。

### (交付申請)

第4条 支援対象活動を実施するにあたり、助成金の交付を受けようとする団体は次に掲げる書類を添付して、大学コンソーシアムやまがた事務局に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（別紙様式第1号）
- (2) 活動計画書（別紙様式第2号）
- (3) 収支予算書（別紙様式第3号）
- (4) 助成金振込依頼書（別紙様式第4号）

### (交付決定)

第5条 大学コンソーシアムやまがたの幹事会の委員長（以下「委員長」という。）は、前条の申請があった場合は、当該申請に関し大学コンソーシアムやまがたの企画会議において審査し、その結果を参考に、助成の有無及び額を交付するものとする。

2 委員長は助成金の交付を決定した場合は、当該申請を行った団体に対し、交付決定通知書（別紙様式第5号）を交付する。

3 助成金は指定された口座に決定額を一括し、概算払いするものとする。ただし、口座は団体名の記載のあるものとする。

### (活動計画の変更の承認)

第6条 団体は、活動計画の内容または経費の配分を変更しようとする場合には、活動計画変更申請書（別紙様式第6号）により、あらかじめ委員長の承認を受けなければならない。ただし、

補助目的に反しない範囲での活動計画の細部の変更については、この限りではない。

2 前項の承認をした場合は、速やかに当該申請団体に対し、活動計画変更承認通知書（別紙様式第5号準用）を交付する。

（決定の取消）

第7条 委員長は、団体が、正当な理由がなく次に掲げるいずれかの事由に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部または一部を取消すことがある。

（1） 支援対象活動を実施せず、または実施する意思が認められない場合

（2） 支援対象活動を中止し、事業の期間内に完了する見込みがない場合

（3） 助成金を助成の目的外に使用した場合

2 前項の取り消しをした場合は、速やかに当該申請団体に対し、助成金交付取り消し通知書（別紙様式第5号準用）を交付する。

（助成金の返還）

第8条 委員長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成金の当該取消に係る部分に関し、当該団体に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（実績報告）

第9条 団体は、支援対象活動を完了したときは、平成23年3月31日までに活動実績報告書を作成し、次に掲げる書類を添付して、委員長に報告しなければならない。

（1） 活動実績書（別紙様式第2号）

（2） 収支精算書（別紙様式第3号）

（助成金の額の確定）

第10条 委員長は、実績報告書の内容が適正であると認めるときは、助成金の額を確定し、団体に通知するものとする。

2 前項の確定額を超える助成金が交付されているときは、その超える額を指定口座に返還するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月20日から施行し、平成23年4月30日に失効する。

平成 22 年 8 月 4 日

大学コンソーシアムやまがた  
幹事会委員 各位

大学コンソーシアムやまがた  
幹事会委員長 小 山 清 人

大学コンソーシアムやまがた臨時幹事会の開催  
(持ち回り) について (通知)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 22 年 2 月 23 日に公表しました山形高等教育宣言に基づく「平成 22 年度「もう一つの人づくりプロジェクト」支援事業要綱」につきまして、ご提案申し上げます。

本来であれば臨時幹事会を開催してご審議いただくべきところですが、緊急を要する事案ですので本文書による持ち回り審議とさせていただきますのでご了承願います。

本案についてご意見等がございましたら、8 月 11 日 (水) までに下記担当あてお知らせ願います。

また、ご意見等がない場合にはご了承いただいたものとして取り扱わせていただきますのでご承知おき願います。

記

審議事案 平成 22 年度「もう一つの人づくりプロジェクト」支援事業要綱 (案)

一担当一

大学コンソーシアムやまがた事務局

樋口、西田

TEL : 023-628-4842

e-mail: unicon@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

## 平成22年度「もう一つの人づくりプロジェクト」支援事業要綱（案）

### （目的）

第1条 大学コンソーシアムやまがたでは、平成22年2月23日に公表された山形高等教育宣言で謳われている「もう一つの人づくりプロジェクト」を支援するために、この要綱の定めるところにより助成金を交付する。

### （支援対象活動）

第2条 「もう一つの人づくりプロジェクト」の支援対象となる活動は、大学コンソーシアムやまがたに参加している教育機関に所属する学生により構成されている団体（以下「団体」という。）の活動とする。

2 支援対象活動は、平成23年3月31日までに完了するものとする。

3 支援対象活動は、第4条の申請があった活動の中から、大学コンソーシアムやまがたの企画会議において審査される。

### （助成金の額）

第3条 助成金の額は、支援対象活動に必要な費用のうち団体から交付申請のあった額を参考にして、前条に規定する審査を経て予算を超えない範囲で決定される。

### （交付申請）

第4条 支援対象活動を実施するにあたり、助成金の交付を受けようとする団体は次に掲げる書類を添付して、大学コンソーシアムやまがた事務局に提出しなければならない。

（1）助成金交付申請書（別紙様式第1号）

（2）活動計画書（別紙様式第2号）

（3）収支予算書（別紙様式第3号）

（4）助成金振込依頼書（別紙様式第4号）

### （交付決定）

第5条 大学コンソーシアムやまがたの幹事会の委員長（以下「委員長」という。）は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めた時は、速やかに助成金の交付を決定するものとし、当該申請をした団体に対し、交付決定通知書（別紙様式第5号）を交付する。

2 助成金は指定された口座に決定額を一括し、概算払いするものとする。ただし、口座は団体名の記載のあるものとする。

### （活動計画の変更の承認）

第6条 団体は、活動計画の内容または経費の配分を変更しようとする場合には、活動計画変更

申請書（別紙様式第6号）により、あらかじめ委員長の承認を受けなければならない。ただし、補助目的に反しない範囲での活動計画の細部の変更については、この限りではない。

2 前条の規定は、前項の承認をした場合について準用する。

（決定の取消）

第7条 委員長は、団体が、正当な理由がなく次に掲げるいずれかの事由に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部または一部を取消すことがある。

（1）支援対象活動を実施せず、または実施する意思が認められない場合

（2）支援対象活動を中止し、事業の期間内に完了する見込みがない場合

（3）助成金を助成の目的外に使用した場合

2 第5条の規定は、前項の規定による取消をした場合について準用する。

（助成金の返還）

第8条 委員長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成金の当該取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、当該団体に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（実績報告）

第9条 団体は、支援対象活動を完了したときは、平成23年3月31日までに活動実績報告書を作成し、次に掲げる書類を添付して、委員長に報告しなければならない。

（1）活動実績書（別紙様式第2号）

（2）収支精算書（別紙様式第3号）

（助成金の額の確定）

第10条 委員長は、実績報告書の内容が適正であると認めるときは、助成金の額を確定し、団体に通知するものとする。

2 前項の確定額を超える助成金が交付されているときは、その超える額を指定口座に返還するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 月 日から施行し、平成23年4月30日に失効する。

様式第1号

平成 年 月 日

大学コンソーシアムやまがた  
幹事会委員長 小山 清人

団体名  
代表

平成 年度 「もう一つの人づくりプロジェクト」助成金交付申請書

平成 年度において、宣言プロジェクトの活動を行いたいので、助成金  
円を交付されるよう、次の書類を添付して申請します。

- (1) 活動計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 助成金振込依頼書

活動計画（実績）書

団体名  
代表

企画名	
目的 (活動によって期待される、地域活性化の具体的な内容)	
内容 (具体的に)	
実施時期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日



様式第4号

「もう一つの人づくりプロジェクト」助成金振込依頼書

大学コンソーシアムやまがた 御中

「もう一つの人づくりプロジェクト」助成金を下記の口座に振込ください。

金融機関名	
本支店名	
預金種別	普通 ・ 当座 (いずれかを○で囲んでください)
口座番号	
口座名義	フリガナ ----- 

平成 年 月 日

〒 -

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

印は認印で結構です。また、自署の場合必要ありません。

※ここに記載された内容は、大学コンソーシアムやまがたからの助成金の振込、振込明細の通知に利用するものであり、それ以外の目的には使用しません。

様式第5号

平成 年 月 日

団体名  
代表

大学コンソーシアムやまがた  
幹事会委員長 小山 清人

平成 年度「もう一つの人づくりプロジェクト」助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付にて申請がありました標記の件について、助成金  
円を交付することと決定いたしましたので、通知します。

様式第 6 号

平成 年 月 日

大学コンソーシアムやまがた  
幹事会委員長 小山 清人

団体名  
代表

平成 年度「もう一つの人づくりプロジェクト」活動計画変更申請書

平成 年 月 日付にて提出いたしました助成金交付申請書のうち、活動計画書（様式第 2 号）の内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

変更点	
変更理由	

様式第3号

## 収支予算（精算）書

団体名  
代表

## 3. 収入の部 (単位：円)

内 容	金 額	備 考
大学コンソーシアムやまがた助成金	200,000	
計	200,000	

## 4. 支出の部 (単位：円)

内 容	金 額	備 考
ポスター作成費	50,000	100 枚
チラシ作成費	30,000	500 枚
会場使用料	5,000	
イベント用消耗品	80,000	
報告書作成費	30,000	
チラシ郵送料	5,000	
計	200,000	